商品概要説明書

ＪＡ教育ローン

（令和７年４月１日現在）

商品名	ＪＡ教育ローン（ニコス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設の場合は、ＪＡから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金(借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）とします。 ○申込日から１年以内にお支払い予定の資金。 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金や奨学金の借換資金。 なお、お借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 （資金使途の例） ・教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ・アパート等入居費用（敷金、礼金および前家賃）　等
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め６か月以上 15 年以内（在学期間を含む）とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年月の末日の６か月後までの範囲内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、四半期毎決定し、当ＪＡの店頭およびホームページでお知らせいたします。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（当ＪＡで定めるパーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月 １ 日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（当ＪＡで定めるパーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.00％の保証料を含みます。 ○利率は店頭およびホームページに掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。

<table>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50％以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス㈱）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
○保証機関の保証利用にあたっては所定の保証審査が必要となります。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.25％</td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.60％</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○融資手数料・条件変更手数料は不要です。
○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
<table>
<tr><td>全額繰上返済</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>窓口での一部繰上返済</td><td>5,500 円</td></tr>
<tr><td>ＪＡネットバンクでの一部繰上返済</td><td>無料</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または企画管理部リスク管理課（電話：０１２０－０１－７５１１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合企画管理部リスク管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：０４５－２１１－７７１６）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。乗換融資とは、当ＪＡで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。
○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、借入金額に応じて電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要となる場合があります。
○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い</td></tr>
</table>

	合わせください。 〇お申込みに必要な書類について、特定個人情報（マイナンバー）・機微情報（本籍・保健または医療に関する情報等）がある場合は、事前にマスキングのうえご提示いただきますよう、お願いいたします。

ＪＡ湘南